

政令第百八十一号

道路交通法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（令和二年法律第四十二号）の一部の施行に伴い、並びに道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十条第一項ただし書及び第五号並びに第二項、第百六条の二第一項、第百八条の三の四並びに第百十四条の六の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の二の三第三項第一号中「そううつ病」を「そう鬱病」に、「うつ病を」を「鬱病を」に改め、同条第四項第一号中「又は第三号」を「、第三号又は第六号」に改める。

第三十五条第一項第二号口中「第十一号まで」を「第十号まで若しくは第十二号」に改める。

第三十九条の三第一項第三号中「若しくは第三号」を「、第三号若しくは第六号」に、「若しくは第七号」を「、第七号若しくは第十一号」に改め、「第百十七条の三」の下に「、法第百十七条の四第一号の二」を加える。

第四十一条の三に次の一号を加える。

十五 法第百十七條の二第六号又は法第百十七條の二の二第十一号の罪に当たる行為

別表第二の一の表中「過労運転等」の下に「、妨害運転（交通の危険のおそれ）」を加え、別表第二の二の表中「麻薬等運転」の下に「、妨害運転（著しい交通の危険）」を加え、別表第二の備考の一の2及び3中「二の118から127まで」を「二の119から128まで」に改め、同表の備考の二の3中「129」を「130」に改め、同表の備考の二中130を132とし、129を130とし、その次に次のように加える。

131 「妨害運転（著しい交通の危険）」とは、法第百十七條の二第六号の罪に当たる行為（自動車等の運転に関し行われたものに限る。）をいう。

別表第二の備考の二中128を129とし、127を128とし、同表の備考の二の126中「120、122及び124」を「121、123及び125」に改め、同表の備考の二中126を127とし、121から125までを122から126までとし、同表の備考の二の120中「122及び124」を「123及び125」に改め、同表の備考の二中120を121とし、101から119までを102から120までとし、同表の備考の二の100中「50」を「51」に改め、同表の備考の二中100を101とし、95から99までを96から100までとし、同表の備考の二の94中「48」を「49」に改め、同表の備考の二中94を95とし、86から93までを87から94までとし、同表の備考の二の85中「47」を「48」に改め、同表の備考の二中85を86とし、75から84までを76から

85までとし、同表の備考の二の74中「34」を「35」に改め、同表の備考の二中74を75とし、50から73までを51から74までとし、同表の備考の二の49中「20」を「21」に改め、同表の備考の二中49を50とし、48を49とし、47を48とし、同表の備考の二の46中「19」を「20」に改め、同表の備考の二中46を47とし、23から45までを24から46までとし、同表の備考の二の22中「15」を「16」に改め、同表の備考の二中22を23とし、同表の備考の二の21中「14」を「15」に改め、同表の備考の二中21を22とし、10から20までを11から21までとし、同表の備考の二の9中「5」を「6」に、「5から8まで」を「6から9まで」に改め、同表の備考の二中9を10とし、同表の備考の二の8中「5」を「6」に、「24から46まで、48から63まで又は65から117まで」を「25から47まで、49から64まで又は66から118まで」に改め、同表の備考の二中8を9とし、同表の備考の二の7中「5」を「6」に、「18又は20から22まで」を「19又は21から23まで」に改め、同表の備考の二中7を8とし、同表の備考の二の6中「5」を「6」に、「13から17まで」を「14から18まで」に改め、同表の備考の二中6を7とし、同表の備考の二の5中「10から12まで」を「11から13まで」に改め、同表の備考の二中5を6とし、4を5とし、3の次に次のように加える。

4 「妨害運転（交通の危険のおそれ）」とは、法第百十七条の二の二第十一号の罪に当たる行為を

いう。

別表第六の備考の二の7中「別表第二の備考の二の19」を「別表第二の備考の二の20」に改め、同表の備考の二の9中「別表第二の備考の二の47」を「別表第二の備考の二の48」に改め、同表の備考の二の12中「別表第二の備考の二の46」を「別表第二の備考の二の47」に改め、同表の備考の二の14中「別表第二の備考の二の85」を「別表第二の備考の二の86」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この政令の施行前にした行為を理由とする仮運転免許の取消しの基準については、なお従前の例による。
- 3 この政令の施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。

理由

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、妨害運転に係る点数を定める等の必要があるからである。